

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

## 第1回総務企画専門委員会



日 時 : 令和7年1月27日(月) 13:30

場 所 : 生涯学習交流センター松の館2F「視聴覚室」



青の煌めき<sup>きら</sup>あおもり国スポ・障スポ  
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って



# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

## 第1回総務企画専門委員会 次第

### 1 開会

### 2 委員長あいさつ

### 3 議事

#### (1) 報告事項

- 【報告第1号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
総務企画専門委員会委員の変更について…………… 1
- 【報告第2号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
の設置及び会則の改正について…………… 2
- 【報告第3号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要…………… 3
- 【報告第4号】青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について…………… 6

#### (2) 審議事項

- 【議案第1号】青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画  
年次計画の改訂について…………… 7
- 【議案第2号】青の煌めきあおもり国スポつがる市識別用品整備要項（案）…………… 9
- 【議案第3号】青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項（案）…11
- 【議案第4号】青の煌めきあおもり国スポつがる市保険加入要項（案）……………27
- 【議案第5号】青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市  
大会報告書編成方針（案）……………31
- 【議案第6号】青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎装飾・接伴要項（案）……………32
- 【議案第7号】青の煌めきあおもり国スポつがる市案内所・休憩所  
設置運営要項（案）……………34
- 【議案第8号】青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項（案）……………36

### 4 閉会

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会 総務企画専門委員会委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、市準備委員会第2回総務企画専門委員会（令和6年3月13日開催）以降、令和7年1月27日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

（順不同・敬称略）

所属機関・団体／役職名（新任者）	新任者	前任者
ごしょつがる農業協同組合 代表理事常務	工藤 良二	野呂 重正
青森県立木造高等学校 臨時講師	中村 和澄	小林 誠悟
つがる市総務部総務課 課長	葛西 正美	粕谷 竜一
つがる市総務部地域創生課 課長	野村 純也	葛西 明仁
つがる市財政部財政課 課長	葛西 明仁	鳴海 義仁
つがる市経済部商工労政課 課長	長瀬 公秀	宮崎 喜樹

# 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会の 設置及び会則の改正について

## 1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の青森県開催が正式決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）を改組し、会場地市町村として「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置したので、次のとおり報告します。

## 2 実行委員会の概要

### (1) 名称

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

### (2) 組織

現行の準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

### (3) 委員等

実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員（以下「委員等」という。）は、現在の準備委員会の委員等を充てるものとする。

## 3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加する等、準備委員会会則を改正する。

また、準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係規程等については、組織名称等を読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととする。

### 【参考】

○国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過概要

年 度	内 容	市関係分
平成 25 年 6 月 24 日	(公財) 青森県体育協会が平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出	
平成 27 年 11 月 20 日	知事、教育長、県体育協会長が、文部科学省と(公財)日本体育協会に開催要望書を提出	
平成 28 年 1 月 13 日	(公財) 日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解	
平成 28 年 8 月 31 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会の設立	
平成 28 年 12 月 26 日	第 80 回国民体育大会市町村競技会開催意向調査書を青森県に提出	○
平成 29 年 4 月 19 日	第 80 回国民体育大会会場地市町村の内定(一次選定)バレーボール(少年女子)、柔道(全種別)	○
平成 30 年 8 月 30 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称	
令和元年 7 月 31 日	第 25 回全国障害者スポーツ大会青森県準備連絡委員会設立	
令和元年 10 月 9 日 ～10 日	中央競技団体正規視察(バレーボール)	○
令和元年 10 月 23 日	中央競技団体正規視察(柔道)	○
令和元年 11 月 28 日	青森県議会第 300 回定例会の一般質問において知事が第 80 回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明	
令和 2 年 4 月 1 日	つがる市教育委員会教育総務課内に国民スポーツ大会準備室を設置(3名体制)	○
令和 2 年 5 月 28 日	第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立発起人会を開催	○
令和 2 年 6 月 1 日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出	
令和 2 年 9 月 25 日	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第 75 回鹿児島国体及び第 20 回かごしま大会を令和 5 年に開催することを決定 これにより第 80 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)及び第 25 回全国障害者スポーツ大会を令和 8 年に一年延期することが決定	

令和2年10月8日	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として内定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても内定)	
令和3年7月1日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会設立総会・第1回総会を開催	○
令和4年2月14日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回常任委員会を開催(書面開催)	○
令和4年4月1日	つがる市教育委員会教育部社会教育スポーツ課内へ国民スポーツ大会準備室を所管替え(3名体制)	○
令和4年6月27日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回総会を開催	○
令和4年12月19日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催	○
令和4年12月20日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催	○
令和5年4月18日 ~19日	(公財)日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察	
令和5年7月20日	(公財)日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地、会期について決定(第25回全国障害者スポーツ大会の開催についても決定)	
令和5年9月20日	第25回全国障害者スポーツ大会の会期決定	
令和5年12月5日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回総会を開催	○
令和5年12月8日	(公財)日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)競技会会期(冬季大会・本大会)が決定	
令和6年3月12日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回宿泊衛生専門委員会を開催	○
令和6年3月13日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回	○

	競技式典専門委員会を開催	
令和6年3月14日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第2回 輸送交通専門委員会を開催	○
令和6年4月1日	つがる市総務部内に国スポ・障スポ推進室を新設（6 名体制）	○
令和6年6月19日	第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第3回 常任委員会を開催 第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第4回 総会（実行委員会への改組について承認） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員 会第1回総会を開催	○
令和6年10月5日 ～7日	SAGA2024 バレーボール競技（佐賀県鳥栖市） 競技会場視察	○
令和6年10月11日 ～13日	SAGA2024 柔道競技（佐賀県佐賀市）競技会場視察	○
令和6年11月18日	青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場がカク ヒログループアスレチックスタジアム（屋外）からマ エダアリーナ（屋内）へ変更	
令和6年12月18日 ～20日	SAGA2024 会場地市町村事業概要説明会出席 （バレーボール：鳥栖市、柔道：佐賀市）	○

## 青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会の決定について

令和6年5月31日開催の青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回競技運営専門委員会（青森県）において、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会が決定され、同年7月29日開催の同実行委員会第3回常任委員会にて報告されたことから、本市開催の競技会について、次のとおり報告します。

### 1 競技別リハーサル大会とは

競技会運営能力の向上や県民の国スポ及び競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、国スポ開催の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間に各会場において行われる大会

### 2 大会日程及び会場

No.	競技・種目名	大会名	実施日	競技会場名
1	バレーボール	開催しない	—	—
2	柔道	第75回東北高等学校柔道大会	2025年6月21日～22日	伊藤鉱業アリーナつがる

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画年次計画の改訂について

令和 6 年 6 月 19 日開催の第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 3 回常任委員会で決定された開催推進総合計画年次計画【1 次改訂】について、下記のとおり所要の改訂を行うもの。

### ○変更内容

#### 【総務企画関係】

(1) 「準備組織」に市実施本部に関する項目を追加

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けて、全庁的な協力・連携体制を構築し、多岐にわたる競技会開催業務の円滑な運営を図るため、令和 6 年度中に「市実施本部」を設置することから項目追加するもの。

(2) 「総務企画」中の「運営ガイドライン」の策定取りやめ及び「各マニュアル」の作成を市実施本部へ移行

「運営ガイドライン」については、各基本計画に基づく具体的な方針等を示すものであり、策定せずとも個別の基本計画及び要項等で以て内容を把握することが可能であることから策定不要と判断し策定を取りやめるもの。

各マニュアルについては、実施本部職員の業務マニュアルであるため、市実施本部の項目へ移行するもの。

(3) 「総務企画」中の「支給物品」に関する項目を削除

支給物品(大会資料、案内資料等)の配布に係る対象者等について規定する内容であり、策定せずとも競技会運営上問題はないと判断し策定を取りやめるもの。

(4) 「広報」中の「大会報告書編成方針」の策定期間の前倒し

上記方針について、事務局による方針検討が完了し、原案が完成したことから、1 年前倒しして策定するもの。

(5) 「歓迎接伴」中の「歓迎接伴要項」と「歓迎装飾要項」を統合し「歓迎装飾・接伴要項」へ修正

大会参加者等の歓迎・おもてなしに係る要項を 1 つに集約して策定するもの。

#### 【競技式典関係】

(1) 「競技」中の「競技日程・組合せ」に関する項目を削除

本市開催 2 競技について、組合せ抽選会は各中央競技団体が主体となって行われることから、実行委員会で取扱う項目ではないと判断し、年次計画から削除するもの。

(2) 「競技」中に「情報通信業務」に関する項目を追加

各競技会において、情報通信設備の整備が必要となることから項目追加するもの。

(3) 「式典」中の「炬火イベント基本計画」を削除

式典基本計画において、「炬火イベント」に関する規定がなされているため、新たに、「炬火イベント基本計画」を策定する必要はないと判断し、策定を取りやめるもの。

(4) 「施設」中の「競技会場管理計画」を「競技会場管理運営要項」に改称

競技会場の管理に関する項目について名称を変更するもの。

#### 【宿泊衛生関係】

(1) 「宿泊」中の「宿泊基本計画」に基づく要項等を削除し、赤字赤字のとおり修正

大会参加者等の宿泊については、県と会場地市町村が合同で本部を設置し、宿泊施設の一元管理、一括した配宿を行う「合同配宿」を実施することとなったため、要項等の策定が不要と判断し策定を取りやめるもの。

(2) 「医事衛生」中の「リハ大会救護所設置」に関する項目を削除

リハーサル大会における「救護所」については、県競技団体（高体連を含む）が主体となって、従事者確保や救護所運営を行うことから、実行委員会で取扱うものではないと判断し、年次計画より削除するもの。

#### 【輸送交通関係】

(1) 「輸送交通」中の「リハ大会輸送計画」に関する事項を削除

リハーサル大会における選手等の「輸送」については、自主移動を基本としていることから、輸送計画を策定する必要がないため、年次計画から削除するもの。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市識別用品整備要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、本大会及びリハーサル大会の運営に従事する競技役員等の識別用品について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 整備品目

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり識別用品を整備する。

#### （1）リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 帽子
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

#### （2）本大会

- ア ADカード
- イ 帽子
- ウ ベスト等
- エ その他本大会運営上必要が生じた識別用品

### 3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、既に各競技団体において従事者のユニフォームを整備している場合は、配付対象者としない。また、配付対象者によっては、簡素化及び効率化を考慮し、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

- （1）大会役員
- （2）競技会役員
- （3）競技役員
- （4）競技補助員
- （5）競技会係員
- （6）競技会補助員
- （7）選手・監督、視察員等
- （8）その他実行委員会が必要と認めた者

### 4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会において、競技役員等の識別を図ることができるものとする。

## **5 識別用品の着用**

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

## **6 競技団体による整備**

競技役員及び競技補助員の識別用品について、競技団体が独自で識別用品の整備を希望し、整備品目及びデザインについて協議を行い、実行委員会会長が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する 1 人あたりの額を上限とする。

## **7 他市町実行委員会等との協議による整備**

他市町と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町実行委員会等と協議の上、定める。

## **8 その他**

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であるこ

とを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号又は様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

## 6 その他

- (1) 実行委員会は、遺失物・拾得物の届出及び通知等について、関係機関との協議により必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

### 拾得物受理書

受理番号	第 _____ 号											
受理日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( ) 時 _____ 分											
拾得日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( ) 時 _____ 分頃											
拾得場所												
<b>拾得者</b>	住所	〒 _____										
	氏名	フリガナ _____				電話	自宅 _____					
		日中連絡先 _____										
<b>物 件</b>	現金	総 額		金 額 内 訳								
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物 品	種 類		特 徴 (形状・模様・材質等)						点 数		
<b>権 利 放 棄 の 意 思</b>	上記の物件に対する											
	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。											
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日												
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 <div style="text-align:right; margin-top: 10px;">拾得者氏名 _____ (自署)</div>												
<b>氏名等告知の同意</b>		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意										
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
<b>拾得物返還通知書の希望</b>		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望										
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
<b>拾得者の権利</b>		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権										
<b>備 考</b>	上記の物件を預かりました。											
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日											
	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 <div style="text-align:right; margin-top: 10px;">拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署)</div>											
<b>※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効</b>												

※ 太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

### 拾得物受理書(控え)

受理番号	第 _____ 号												
受理日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( ) 時 _____ 分												
拾得日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( ) 時 _____ 分頃												
拾得場所	_____												
<b>拾得者</b>	住所	〒 _____											
	氏名	フリガナ _____	電話	自宅 _____ 日中連絡先 _____									
<b>物 件</b>	現金	総額	金額内訳										
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円		
		100円		50円		10円		5円		1円			
物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)						点数					
<b>権利放棄の意思</b>	上記の物件に対する	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。								※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。			
		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日											
	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長		拾得者氏名 _____						(自署)				
<b>氏名等告知の同意</b>		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
<b>拾得物返還通知書の希望</b>		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入											
拾得者の権利		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権											
備考		上記の物件を預かりました。  令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者氏名 _____								(自署)			
		<b>※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効</b>											

## 【注意事項】

- 1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要となりますので紛失しないよう大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせください。  
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3箇月を経過した日から2箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、御注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
つがる警察署	038-3142	つがる市木造赤根1番4	0173-42-3150

拾得物一覽簿

受理番号	受理日時 年 月 日 時 分	拾得日時 年 月 日 時 分	拾得場所	物件 (種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名		備考
				現金	物品	形状・模様・材質等	返還取扱担当者氏名		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物閲覧簿

受理番号	記載日 年 月 日	拾得日時 年 月 日 時 分頃	拾得場所	物件		備考
				現金	物品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

拾得物個票		
受理番号	第            号	
受理日時	令和    年    月    日    時    分	
拾得日時	令和    年    月    日    時    分頃	
拾得者		
物 件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

競技名(種別) \_\_\_\_\_ 受理会場 \_\_\_\_\_

## 遺失物届出書

届出番号	第 号			
届出日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分			
遺失日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃			
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	
		自宅		
		日中連絡先		
物件	現金	(総額)		
			円	
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数
備考				
上記の旨について、誤りがないことに同意します。				
令和 年 月 日				
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ				
つがる市実行委員会 会長				
遺失者氏名 _____			(自署)	

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処 理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	令和 年 月 日 時 分	
拾得者氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	令和 年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	令和 年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日 時 分	

競技名(種別) \_\_\_\_\_ 受理会場 \_\_\_\_\_

遺失物届出書(控え)

届出番号	第 号			
届出日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分			
遺失日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃			
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	氏名	フリガナ	電話	自宅
				日中連絡先
物件	現金	(総額) _____ 円		
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数
備考				
<p>上記の旨について、誤りがないことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">遺失者氏名 _____ (自署)</p>				

遺失物一覧簿

受理番号	届出日時 年 月 日 時 分	遺失日時 年 月 日 時 分	遺失場所	物件 (種類及び特徴等)			受取取扱		備考
				現金	物品	形状・模様・材質等	担当者氏名	返還取扱担当者氏名	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分							1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

競技名（種別） \_\_\_\_\_ 受理会場 \_\_\_\_\_

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">〒 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (自署)</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____ ( ) _____</p>			
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

## 委 任 状

### 【代理人（受取りに来られる方）】

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

わたしは上記の者を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

### 【委任者（頼む方）】

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ (       )

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

## 拾得物返還通知書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、令和 年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

## 記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報 労 金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所 有 権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
所在地：〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52  
電話番号：0173-49-1193

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

## 拾得物返還通知書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、令和 年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

## 記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報 労 金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。

この通知を受けて、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、以下の連絡先まで御連絡ください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
所在地：〒038-3138 青森県つがる市木造若緑52  
電話番号：0173-49-1193

拾 得 物 届 出 書

警察署長 様

住 所 青森県つがる市木造若緑 52  
 事務所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
 代表者名 会 長  
 担当者名 事務局  
 電話番号 0173-49-1193

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名 (種別) \_\_\_\_\_ 受理会場 \_\_\_\_\_

拾得受理 番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	取得及び交付日時・場所	備 考
	現金 (内訳)	物 品				
	(内訳) 円 円 × 円 × 円 × 円 ×		■ 氏 名  ■ 住 所 干  ■ 電 話 ( )	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■ 拾得日時 年 月 日 時 分 ■ 拾得場所  ■ 交付日時 年 月 日 時 分 ■ 交付場所	
	(内訳) 円 円 × 円 × 円 × 円 ×		■ 氏 名  ■ 住 所 干  ■ 電 話 ( )	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	■ 拾得日時 年 月 日 時 分 ■ 拾得場所  ■ 交付日時 年 月 日 時 分 ■ 交付場所	

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市保険加入要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社又は社会福祉法人つがる市社会福祉協議会と、保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

#### （1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1人	1事故
対人・対物共通	5億円	5億円

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するために、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

被保険者	補償内容（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員	2,500万円	5,000円	3,000円
医師	1億5,000万円	30,000円	10,000円
看護師	3,000万円	10,000円	5,000円
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

一般観覧者	500万円	4,000円	2,000円
-------	-------	--------	--------

#### 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故
  - ア 故意による事故
  - イ 地震、台風等の天災による事故
  - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
  - ア 被保険者の故意による事故
  - イ 地震、台風等の天災による事故
  - ウ 被保険者自身の疾病、心神喪失による事故
  - エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
  - オ その他保険特約上に定めのあるもの

#### 5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会へ事故報告書（別記様式）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を当該保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

#### 6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式

## 事故報告書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

競 技 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
報告者 \_\_\_\_\_

事故発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

### 【物損事故の場合】

被 害 物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所 有 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

### 【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号						
負 傷 者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員・競技会補助員(ボランティア) 医師・看護師・一般観覧者 ※対象外除く その他 ( )				
	住 所					
	氏 名		生年 月日	年 月 日	性別	
	電話番号		親権者氏名			
医 療 機 関	名 称					
	電話番号					
	担当医師					
傷 害 内 容	傷病名					
	症状・程度など					

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市大会報告書編成方針（案）

### 1 趣旨

この方針は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市広報基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の成果を記録し、未来に伝えるために作成する大会報告書の編成等に関する基本的な事項を定める。

### 2 方針

大会報告書は、記録写真を含むものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録とともに、競技や会場の雰囲気伝えられるものとする。

### 3 構成

報告書の構成については、「開催準備編」、「本大会編」、「資料編」の3部構成とする。

#### （1）開催準備編

広報啓発活動、歓迎装飾、市民運動等

#### （2）本大会編

競技の開催状況、おもてなし、ボランティア活動、学校観戦等

#### （3）資料編

開催準備経過概要、大会概要、競技別結果、総合成績、委員名簿等

### 4 配布

#### （1）配布先及び作成部数

大会関係者等、配布する必要がある範囲を十分に検討し、配布先及び作成部数を定める。

#### （2）配布時期

令和9年2月（予定）

### 5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎装飾・接伴実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

#### （1）歓迎装飾

##### ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

##### イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す統一感のある装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗等を設置する。

また、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

##### ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、期間を定める。

##### エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が必要と認めるものを除く。

#### （2）接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

#### （3）情報発信・提供

ア ホームページ、SNS 等により情報を発信する。

イ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光パンフレット等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信及び終了後の本市への再訪につなげる。

### 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及び接伴についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市案内所・休憩所設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、各種案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

- (1) 総合案内所は、関係機関等と協議のうえ主要駅等に設置する。
- (2) 会場内案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

### 4 設置期間

- (1) 総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- (2) 会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

### 5 開設時間

- (1) 総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- (2) 会場内案内所及び休憩所の開設時間は、開催行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技の終了後30分までとする。

### 6 業務内容

- (1) 総合案内所
  - ア 競技日程、会場等の案内に関すること。
  - イ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
  - ウ 案内資料等の配布に関すること。
  - エ その他各種案内に関すること。
- (2) 会場内案内所
  - ア 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関すること。
  - イ 競技の案内に関すること。

- ウ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 休憩場所の提供に関すること。
- イ 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- ウ その他休憩所の運営に関すること。

## 7 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間及び開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所・休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## 青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

### 3 設置期間及び開設時間

- (1) 売店の設置期間は、競技会の開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。
- (2) 売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

### 4 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は 1 店舗当たり 1 ブース約 20 m<sup>2</sup>（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

### 5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント（2 間×3 間、横幕を含む。）1 張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備は行わないものとする。）
- (2) 長机 4 台以内

- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

## 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ
  - 公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
  - ア 製造加工品
    - 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの
  - イ 現地調理品
    - 売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。
    - なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

## 7 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
  - ア 申請時に1年以上、つがる市内に店舗を有して営業している者
  - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
  - ウ 第75回国民体育大会以降の国体（国民スポーツ大会含む。）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
  - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件の全てに該当する者
  - ア 原則として、該当する競技会開始日から終了日まですべての期日で出店し、この要項で定める開設時間を遵守すること。
  - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
  - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請日時点において過去1年間

に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、2年以内に滞納処分を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

## 8 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店料（売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、出店者が負担する。

## 9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

(1) 売店出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

(5) 市税に滞納がないことの証明書（写し可）

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

## 10 出店者の選定

(1) 実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、この要項に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認められた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができることとし、これによりがたいときは、抽選により選定する。

ア 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等

イ 障害者就労施設等

ウ その他実行委員会が適当と認めた者

- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。

## 11 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を振り込まなければならない。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

- (2) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

- (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

## 12 出店料の免除

次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。

この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

- (1) 障害者就労施設等
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が特に必要と認める者

## 13 保健所への手続

飲食店営業許可を必要とする出店者は、保健所に許可申請を行い、営業許可証等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料を販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 17 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「売店出店許可証」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するADカード等を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。

なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。

- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

## 23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 24 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

## 売店出店申請書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項 9 の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名： \_\_\_\_\_)

2 出店希望形態  テント  ケータリングカー  その他( \_\_\_\_\_ )

### 3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類  
(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (5) 市町村税に滞納がないことの証明書 (滞納がない証明書等(写し可))  
(法人にあっては法人及び代表者の証明書)
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

### 4 その他

この申請書 (添付書類含む) は、出店を希望する競技ごとに提出してください。複数競技分を同時に提出する場合は、添付書類 (3) 及び (5) は各 1 部のみで構いません。

売店出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者役職及び氏名				
代表者生年月日	昭和・平成	年	月 日	
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
	【Mail】			
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目	<input type="checkbox"/> スポーツ用品 <input type="checkbox"/> 国スポ記念グッズ <input type="checkbox"/> 郷土物産品 <input type="checkbox"/> 飲食物(製造加工品) <input type="checkbox"/> 飲食物(現地調理品) <input type="checkbox"/> 宅配便 <input type="checkbox"/> その他			
火気又は燃料等 危険物の使用	有	種類(	)・無	
国スポ等出店実績	有	(	)・無	
営業開始年月日	年	月	日 従業員数	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去 1 年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去 3 年間食中毒 発生事故歴の有無	有・無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※出店を希望する競技ごとに作成してください

※足りない場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

## 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※出店を希望する競技ごとに作成

### 1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ ふりがなを記入してください。

### 2 運搬車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬出入	備考
		有・無		
		有・無		
		有・無		

※ 車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 駐車車両は原則1台、搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 搬入・搬出に使用する場合は、「搬出入」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズを備考欄に記入してください。

### 3 設営持込備品一覧表

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源・火気の使用に伴う備品を記入してください。

(発電機、プロパンガス、ホットプレート等)

※消防署への届出等に関わるため、使用する予定のあるものは漏れなく記入してください。

記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

## 誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職

及び氏名

印

「青の煌めきあおもり国スポ」つがる市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、法令等に違反して、申請日時点において過去 1 年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

FAX：

Mail：

第 号  
令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者役職及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

### 売店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が設置運営する競技会場への売店の出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記口座へ 年 月 日( )までに 出店料を納入してください。

また、営業許可等を必要とする出店者については、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証等の写しを提出してください。

#### 記

1 出店会場 \_\_\_\_\_ (競技名： \_\_\_\_\_)

2 出店形態 テント( 張)・ケータリングカー・その他( \_\_\_\_\_)

3 出店料 \_\_\_\_\_ 円

#### 4 指定振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種類	
口座番号	
口座名義	

※振込手数料については、出店者負担となります。

#### 【問合せ】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会  
TEL：0173-49-1193 FAX：0173-49-1212

様式第 6 号

第 号  
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者役職名及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

### 売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名： )
出店許可期間	令和 年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項及び法令等を遵守すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置要項 12（2）の規定に基づき免除申請します。

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名： \_\_\_\_\_)

2 免除申請理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

Mail : \_\_\_\_\_

様式第 8 号

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者役職名及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
つがる市実行委員会 会長

### 売店出店料免除決定通知書

令和 年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

#### 記

1 免除対象会場 \_\_\_\_\_ (競技名 : \_\_\_\_\_ )

2 免除理由

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に必要と認める者

# MEMO



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会事務局  
(つがる市 総務部 国スポ・障スポ推進室)  
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52  
つがる市生涯学習交流センター「松の館」2F  
TEL 0173-49-1193 FAX 0173-49-1212